

〔第1問〕(配点: 2) **短答知識問題**

補助に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 1])

- ア. 家庭裁判所は、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分であり保佐開始の原因がある者についても、補助開始の審判をすることができる。

- イ. 本人以外の者の請求により補助開始の審判をするには、家庭裁判所が相当と認める場合を除き、本人の同意がなければならない。

- ウ. 補助開始の原因が消滅したときは、家庭裁判所は、職権で補助開始の審判を取り消すことができる。

- エ. 補助人の同意を得なければならない行為について、補助人が被補助人の利益を害するおそれがないにもかかわらず同意をしないときは、家庭裁判所は、被補助人の請求により、補助人の同意に代わる許可を与えることができる。

- オ. 家庭裁判所が特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をした場合であっても、被補助人は、その法律行為を自らすることができる。

1. ア イ ②. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ ⑤. エ オ

[第2問] (配点: 2) 論文知識重視の問題

法人に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.2])

9頁、脚注1) Cランク アンダーライ

- ア. 法人は、その定款に記載された目的に含まれない行為であっても、その目的遂行に必要な行為については、権利能力を有する。

436頁、2(1) Aランク マーク参照

- × イ. 理事が法人の機関として不法行為を行い、法人が不法行為責任を負う場合には、その理事は、個人として不法行為責任を負うことはない。

使用者責任(715①)と同様、法人の不法行為責任は理事への個人責任を前提とした代位責任であり、両者の責任が連帯債務関係に立つと思つた。

436頁 [脚注1] Aランク 参照

- ウ. 法人の代表者が職務権限外の取引行為をし、当該行為が外形的に当該法人の職務行為に属すると認められる場合であっても、相手方がその職務行為に属さないことを知っていたときは、法人は、代表者の当該行為に基づいて相手方に生じた損害の賠償責任を負わない。

使用者責任と同様に理解されていると思つた。

- △ エ. 外国人が享有することのできない権利であっても、認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同様に、その権利を取得することができる。

- △ オ. 設立登記が成立要件となっている法人について、設立登記がされていなくても、法人としての活動の実態がある場合には、予定されている定款の目的の範囲内の権利能力が認められる。

①. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

ア〜ウだけを選択した

〔第3問〕(配点: 2) 民法・債権法の問題

錯誤に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 3])

25頁・3 Bランク マー7

- X ア. 錯誤を理由とする意思表示の取消しの可否について、錯誤の重要性は、表意者を基準として判断される。 通常人を基準とする

26頁・4 Bランク

- X イ. AのBに対する意思表示がAの錯誤を理由として取り消すことができるものである場合、Bも、Aの錯誤を理由としてAの意思表示を取り消すことができる。

新95条でも取消し主体について明文で表意者に限定されていないものの、表意者保護という趣旨からすれば、旧法下と同様、取消し主体は表意者に限定されると理解されるはず

39頁(3) Bランク マー7

- △(O+)
↓消去法
○ ウ. 負担のない贈与について贈与者であるAの錯誤を理由とする取消しがされたが、受贈者であるBが既に当該贈与契約に基づいて給付を受けていた場合、Bは、給付を受けた時に当該贈与契約が取り消すことができるものであることを知らなかったときは、現に利益を受けている限度において返還の義務を負う。

26頁・6 Bランク アンダーライン

- エ. AのBに対する意思表示が錯誤を理由として取り消された場合、Aは、その取消し前に利害関係を有するに至った善意無過失のCに、その取消しを対抗することができない。

新96④

26頁・7 Bランク

- X オ. AのBに対する意思表示が錯誤に基づくものであって、その錯誤がAの重大な過失によるものであった場合、Aは、BがAに錯誤があることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときを除いて、錯誤を理由としてその意思表示を取り消すことができない。先例法理の場合にも取り消すことができる(新95③2号)

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ ④. ウ エ 5. エ オ

[第4問] (配点: 2) **論文系・論理系の問題**

無権代理人 Aは、Bの代理人と称して、**相手方** Cとの間でBの所有する土地をCに売却する旨の売買契約を締結したが、実際にはその契約を締結する代理権を有していなかった。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.4])

46頁・3(1) Bランク
X ア. AがCに対する無権代理人の責任を負う場合、Aは売買契約の履行をするか、又は損害賠償責任を負うかを自ら選択することができる。 **X**
選択権は、無権代理人Aではなく相手方Cにある(117①)

46頁・3(1) Bランク アンダーライン
O イ. Bが売買契約を追認した場合、AはCに対する無権代理人の責任を負わない。
追認は相手(117①)

47頁・3(1) Bランク アンダーライン
X ウ. 代理権を有しないことを知らないことにつきCに過失がある場合、Aは、自己に代理権がないことを知っていたときであっても、Cに対する無権代理人の責任を負わない。
新 117② 2号但書 → この条文からしても、責任の転換が原則とされている。無権代理人が無過失責任を負うことと過失責任は、相手方は単に過失でも保護されないという11-11-11による。だから、無権代理人が過失である場合には上記11-11-11に基づいて責任が転換する。

50頁[論理系] Bランク
O エ. 売買契約の締結後にAがDと共にBを相続した場合、Dの追認がない限り、Aの相続分に相当する部分においても、売買契約は当然に有効となるものではない。
無権代理人による本人の共同相続 しない。あるいは、悪意無権代理人を保護する一方で、善意無権代理人を保護しないのは相当であるという価値判断。

51頁[論理系] Bランク **本人による無権代理人の単独相続**
O オ. 売買契約の締結後にBがAを単独で相続した場合、売買契約は当該相続により当然に有効となるものではない。

1. ア イ **②** ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

消滅時効、期間はその題で任意でいいよ。211F

[第5問] (配点: 2) 短答式知識重視・問題

消滅時効に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.5])

63頁・1(1) Aラン アダダーライン

- ア. 債務不履行に基づく損害賠償請求権は、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しない場合、時効によって消滅する。

新166①号

35頁 Bラン 参照

- X イ. 詐欺を理由とする取消権は、その行為の時から⁺5年間⁺行使しない場合、時効によって消滅する。

「債権者は所有権以外の財産権」として、権利行使可能時点から20年の消滅時効に月更する(新168②)

↓

返却可能時点5年、行為の時点から20年(126条)

65頁・イ(ウ) Aラン アダダーライン

- ウ. 不法行為に基づく損害賠償請求権は、不法行為の時から20年間[○]行使しない場合、時効によって消滅する。

新724条2号

1年期間とする新民法理が変更された

66頁(4) Aラン アダダーライン

- X エ. 10年より短い時効期間の定めのある権利が確定判決によって確定した場合、その時効期間は、短い時効期間の定めによる。

169①

65頁(3) Aラン アダダーライン

- オ. 定期金の債権は、債権者が定期金の債権から生ずる金銭その他の物の給付を目的とする各債権を行使することができることを知った時から10年間行使しない場合、時効によって消滅する。

新168①号

1. ア ウ 2. ア オ 3. **イ エ** 4. イ オ 5. ウ エ

[第6問] (配点: 2) *解答の重要ポイント、問題し肢工オは要件事項(1)に近い*

物権的請求権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.6])

86頁・1 Bランク マーク

- X ア. Aが地上権を有する甲土地に無断でBがその所有する自動車を放置した場合、Aは、Bに対し、地上権に基づく妨害排除請求権の行使として自動車を撤去するよう求めることはできない。
物権の排他性、絶対性を根拠にして、できると思った

87頁・3(3) Aランク

- △(X+1) イ. Aが所有する鉄塔が自然災害により傾き、鉄塔に隣接するBの所有する甲建物を損傷させるおそれが生じた場合において、Bが所有権に基づく妨害予防請求権の行使として甲建物を損傷させないための措置を講ずるよう求めたときは、Aは、過去に実際に一度でも甲建物を損傷させたことがないことを理由としてBの請求を拒むことができる。

*所有権侵害の行使を否定する上は、消極的
門前妨害になると思いましたが、「甲建物を
損傷してはならないが生じた場合」という条件を
前提して解答するべからず、危険という主要事象
を否定できなかった。*

509頁 Bランク マーク 参照

63頁・1(1) Aランク 参照

- X ウ. Aの所有する自動車がBの所有する山林に無断で放置され、20年が経過した場合において、BがAに対して所有権に基づく妨害排除請求権の行使として自動車の撤去を求めたときは、Aは、妨害排除請求権の消滅時効を援用してBの請求を拒むことができる。
消滅時効に及ばない

87頁・3(2) Aランク マーク

- エ. Aが、A所有の甲土地に洪水のため流されてきた自動車の所有者であるBに対し、所有権に基づく妨害排除請求権の行使として自動車を撤去するよう求めた場合、Bは、所有権侵害について故意過失がないことを主張立証しても、Aの請求を拒むことはできない。
要件は異なる

87頁・3(2) Aランク マーク

- オ. Aの所有する甲土地に無断でBがその所有する自転車を放置した場合において、AがBに対して所有権に基づく妨害排除請求権の行使として自転車を撤去するよう求めたときは、Bは、自己が未成年者であることを理由としてAの請求を拒むことはできない。
要件は異なる

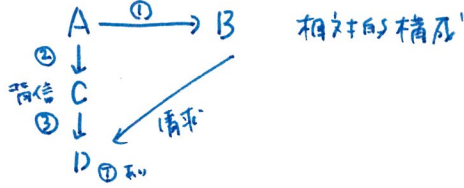
1. ア イ ~~2. ア ウ~~ 3. イ エ ~~4. ウ オ~~ ⑤. エ オ

〔第7問〕(配点: 3) 論述・論要領の問題

不動産の物権変動に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 7])

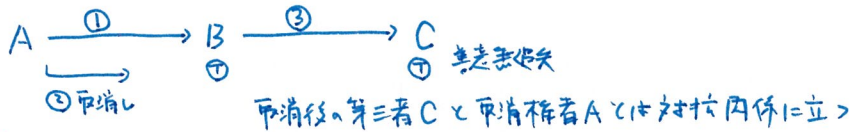
97頁 [論点7] A7-7

- X ア. A所有の甲土地をAがBに売却し、その後Aが甲土地をCに対し売却してその旨の登記がされ、更にCが甲土地をDに対し売却してその旨の登記がされた場合において、CがBに対する関係で背信的悪意者に当たるときは、Bは、Dに対し、甲土地の所有権を登記がなくても主張することができる。



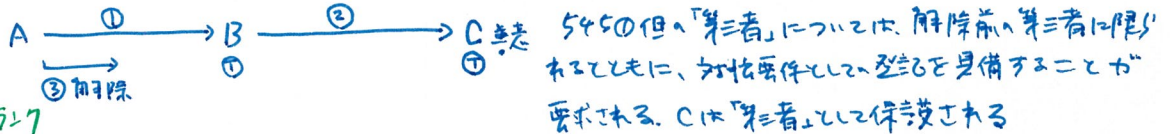
30頁 [論点7] B7-7

- X イ. A所有の甲土地をAがBに売却し、その旨の登記がされたが、AがBの詐欺を理由としてAB間の売買契約を取り消した後、この取消しについて善意無過失のCに対しBが甲土地を売却し、その旨の登記がされた場合、Aは、Cに対し、甲土地の所有権を登記がなくても主張することができる。



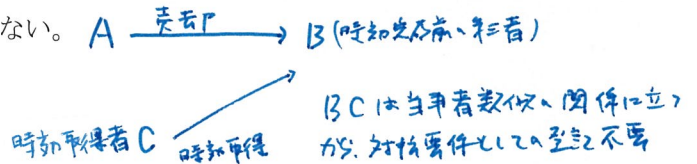
314頁 [論点1] ~ [論点3] A7-7

- O ウ. A所有の甲土地をAがBに売却し、更にBがCに売却し、それぞれその旨の登記がされた場合において、その後、AがAB間の売買契約をBの甲土地の代金不払を理由に解除したときは、Aは、Bの代金不払の事実を知らないCに対し、甲土地の所有権を主張することができない。



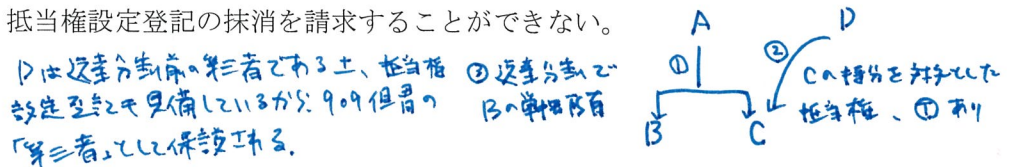
72頁 [論点8] A7-7

- X エ. A所有の甲土地をAがBに売却し、その旨の登記がされた場合において、その後、これより前から所有の意思をもって甲土地を占有していたCについて取得時効が完成したときは、Cは、Bに対し、甲土地の所有権を主張することができない。



94頁 (iii) A7-7 マ-7

- O オ. 甲土地を所有していたAが遺言を残さずに死亡し、BとCがAを共同相続し、Cが甲土地をBとCの共有とする共同相続登記をしてCの持分にDのために抵当権を設定し、その旨の登記がされた場合において、その後、BCの遺産分割協議により甲土地がBの単独所有とされたときは、Bは、Dに対し、抵当権設定登記の抹消を請求することができない。



1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. ウ オ 5. エ オ

[第8問] (配点: 2) *短答式・講義重視の問題*

即時取得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.8])

- X ア. Aは、自己所有の宝石をBに売却して現実の引渡しをした。その後、Bは、宝石をCに売却して現実の引渡しをした。さらに、その後、Aは、AB間の売買契約をBの強迫を理由として取り消した。この場合、Cは、即時取得により宝石の所有権を取得することはない。

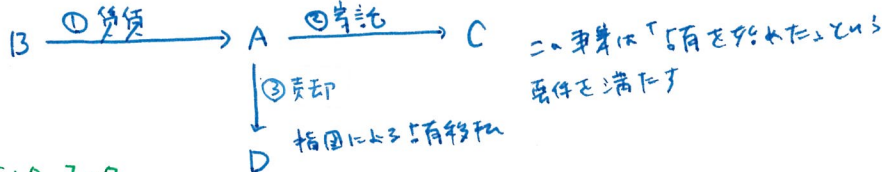


- O イ. 未成年者Aは、自己所有の宝石をBに売却して現実の引渡しをした。その後、Aは、AB間の売買契約を未成年であることを理由として取り消した。この場合、Bが即時取得により宝石の所有権を取得することはない。



102頁 (脚注8) Aア7

- X ウ. Aは、B所有の宝石をBから賃借して引渡しを受けた上、宝石をCに預けていたが、宝石をDに売却し、Cに対し、宝石を今後Dのために占有するよう命じ、Dがこれを承諾した。この場合、Dは、宝石がA所有であると信じ、かつ、そのことに過失がなかったとしても、即時取得により宝石の所有権を取得することはない。



101頁 Aア7ク 2-7

- O エ. Aは、Bが置き忘れた宝石を、自己所有物であると過失なく信じて持ち帰った。この場合、Aが即時取得により宝石の所有権を取得することはない。

「取引行為」がない

103頁 Cア7

- O オ. Aは、BがCから賃借していた宝石を盗み、Dに贈与した。Dが宝石をAの所有物であると過失なく信じて現実の引渡しを受けた場合、Bは、宝石の盗難時から2年間は、Dに宝石の回復を請求することができる。

193条に至るべく回復請求権

- ① ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

[第9問] (配点: 2) 短答式試験重要問題 (但し、2009年の「占有返還請求」要件に内訳を添付して解ける)。
占有の訴えに関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを
組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.9])

× 107頁(5) C327
ア. Aは自己の所有するコピー機をBに賃貸していたが、Bはコピー機の賃貸借契約が終了した後
もコピー機を使用し続け、Aに返還しなかった。この場合、Aは、Bに対し、占有回収の訴えに
よりコピー機の返還を請求することができる。「占有返還請求」(2000)に当てはらない

同上
△ イ. Aは、底面に「所有者A」と印字されたシールを貼ってある自己所有のパソコンをBに窃取さ
れた。その後、Bは、パソコンの外観に変更を加えることなく、パソコンを盗難の事情を知らな
いCに譲渡した。この場合、Aは、Cに対し、占有回収の訴えにより同パソコンの返還を請求す
ることはできない。特定第三人に対する返還請求の旨に迷った

同上
○ ウ. Aは自己の所有する工作機械をBに賃貸していたが、Bは、工作機械の賃貸借契約継続中に工
作機械をCに窃取された。この場合、Bは、Aから独立して、Cに対して占有回収の訴えを提起
することができる。Bは自己の直接占有に基づき占有回復の訴えを提起
するこしかできる

同上
× エ. Aは、自己の所有する自転車をBに詐取された。この場合、Aは、Bに対し、占有回収の訴え
により自転車の返還を請求することができる。「占有返還請求」(2000)に当てはらない

オ. Aは、別荘地に土地を所有していた。その隣地の所有者であったBは、Aに無断で境界を越え
てA所有の土地に塀を作り始め、2年後にその塀が完成した。Aは、この時点において、Bに対
し、占有保持の訴えによりその塀の撤去を請求することはできない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

[第10問] (配点: 2) *短答式民法の問答*

地上権に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.10])

- +* ア. 地上権者は、地上権設定者に対し、その地上権の設定登記を請求する権利を有する。
○ *配付者居住権と同様に登記済権利(1031①)を付した権利はないと思つた*
↓
新例で定められている(民法の基礎・2239頁)
- +* イ. 約定による地上権の存続期間は、20年以上50年以下の範囲内で定めなければならない。
268条参照
- ウ. 地上権は、工作物又は竹木を所有する目的で土地を使用する権利である。
265条
- エ. 地下又は空間は、工作物を所有するため、上下の範囲を定めて地上権の目的とすることができる。
269条の2
- ×* オ. 地上権は、地上権設定者の承諾を得なければ、譲渡することができない。
貸付権に関する612条に相当する条文はないと思つた

①. ア イ 2. ア エ ③. イ オ 4. ウ エ 5. ウ オ

X 販がろつになつたため、
1031から権利を付した

〔第11問〕(配点: 2) **短答式問題**

先取特権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.11])

△(0点) ア. 法人に対して電気料金債権を有する者は、供給した電気がその代表者及びその家族の生活に使用されていた場合、法人の財産について一般の先取特権を有する。

X イ. 旅館に宿泊客が持ち込んだ手荷物がその宿泊客の所有物でなく他人の所有物であった場合、旅館主は、その手荷物がその宿泊客の所有物であると過失なく信じたときであっても、その手荷物について旅館の宿泊の先取特権を行使することはできない。

**動産先取特権については即時取得が成立する(319条)よ3192条の準用
については注意していかねば)**

136頁[論点] C327

X ウ. 動産の売主は、買主がその動産の転売によって得た売買代金債権につき、買主の一般債権者が当該売買代金債権を差し押さえた後は、動産の売買の先取特権に基づく物上代位権を行使することはできない。

○ エ. 不動産の工事の先取特権の効力を保存するためには、工事を始める前にその費用の予算額を登記しなければならない。

オ. 建物賃貸借において、賃借権が適法に譲渡され、譲受人が建物に動産を備え付けた場合、賃貸借関係から生じた賃貸人の債権が譲渡前に発生していたものであっても、不動産の賃貸の先取特権はその動産に及ぶ。

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ **5. エ オ**

[第12問] (配点: 2) **短答知識問題**

債務者Aは債権者BのためにAの所有する不動産甲に抵当権を設定し、その旨の登記がされた。この場合における抵当権の消滅に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.12])

- ✖ ア. Aは、抵当権を実行することができる時から20年が経過すれば、被担保債権が消滅していなくても、抵当権が時効により消滅したと主張することができる。

債権者、設定者であるAによる上記主張を認めることは抵当権の行使Aに反する(396条の存在について上記主張は曖昧だ、)

104頁.2 C3-7

- イ. 甲について、その後、AがCのために^{2番}抵当権を設定し、その旨の登記がされた場合において、BがAから甲を買い受けたときは、Bの抵当権は消滅しない。

混同によるBの1番抵当権の消滅はない。消滅するとCの抵当権への順位が1番に繰り上がることにより、PS有者Bが不利益を受けることになるため、BのPS有権と1番抵当権とを保存させておく実益があるから(179①但)

- △ ウ. Aの一般債権者が甲につき強制競売の申立てをし、当該強制競売手続において甲が売却されたときは、Bの抵当権は消滅する。

- △ エ. 甲について、その後、Aから譲渡担保権の設定を受けたDは、譲渡担保権の実行前であっても、
(Xホ) 抵当権消滅請求をすることにより、Bの抵当権を消滅させることができる。

「第三取得者」(379条)といえないのでは
ないかと思つた

- ✖ オ. 甲が建物である場合において、Aが故意に甲を焼失させたときは、Bの抵当権は消滅しない。

- Bの抵当権は、甲建物という客体を失うことにより消滅するが原則。物権は物の上に存する権利だから。
- Aが故意に焼失させているため、火災保険金も下りないから、火災保険金請求権を対抗する物上代位をすれば、抵当権が存続することはないと思つた。
- AB間の法律関係は、Aに担保価値を担保する理由とする担保提供責任(415条)等として処理される。

1. ア エ 2. ア オ ③. イ ウ 4. イ オ 5. ウ エ

戻りア、イ、オの正誤だけから判断することができるから、
論文集・講義でよく解くことできる

[第13問] (配点: 2) *短答知識問題* *全然わからなかった*

債務者Aが債権者Bのために自己の所有する不動産に根抵当権を設定した場合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。
(解答欄は、[No. 13])

(○より) ア. Bは、元本の確定前は、Aに対する他の債権者Cに対してその順位を譲渡することができる。

(Xより) イ. Bの根抵当権にDのために転根抵当権が設定され、BがAに転根抵当権の設定の通知をした場合、Aは、元本の確定前であれば、Dの承諾を得なくてもBに弁済することができる。

ウ. 元本の確定前に、Bが根抵当権によって担保されていた債権をEに譲渡した場合、それに伴って根抵当権もEに移転する。

エ. 後順位抵当権者Fがいる場合、A及びBが元本確定期日を変更するためには、Fの承諾が必要である。

オ. Bが数個の不動産について根抵当権を有する場合、同一の債権の担保として数個の不動産の上に根抵当権が設定された旨の登記がその設定と同時にされたときを除き、各不動産の代価についてそれぞれの極度額まで優先権を行使することができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ ④. イ オ ⑤. ウ オ

〔第14問〕(配点: 2) 論文集重視の問題

譲渡担保に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.14])

140頁.5 A7=7

- X ア. 所有する土地に譲渡担保権を設定した債務者は、債務の弁済期が経過した後は、債権者が担保権の実行を完了する前であっても、債務の全額を弁済して目的物を受け戻すことはできない。
完了前には戻すことが可能

140頁〔論点3〕 B7=7

- O イ. 所有する機械に譲渡担保権を設定して譲渡担保権者に現実の引渡しをした債務者Aは、その債務の弁済をする場合、債務の弁済と譲渡担保権者のAに対する目的物の引渡しとの同時履行を主張することはできない。
特約・事情がない限り弁済が先履行

143頁〔論点8〕 C7=7

- X ウ. 債務者Aが所有する構成部分の変動する在庫商品に債権者Bのために譲渡担保権が設定された後、商品が滅失し、その損害をてん補するための損害保険金請求権をAが取得したときは、Aが営業を継続しているか否かにかかわらず、Bは、当該保険金請求権に対して物上代位権を行使することができる。
Aが営業を継続している場合、特約・事情のない限り、行使不可

376頁〔論点3〕 B7=7

- X エ. 土地の賃借人が借地上に所有する建物に譲渡担保権を設定した場合、その効力が土地の賃借権に及ぶことはない。
87② 類型1により及ぶ

オ. 譲渡担保権によって担保されるべき債権の範囲は、強行法規や公序良俗に反しない限り、設定契約の当事者間において元本、利息及び遅延損害金について自由に定めることができる。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ エ ④. イ オ 5. ウ オ

イオとは短答特有知識を要するが、論文集重視で判断できるアエエの正誤から「4」を導くことができる

[第15問] (配点: 2) **論文的知識重視の問題**

AとBは、Aが所有する骨董品甲をBに100万円で売却する旨の売買契約を締結した。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.15])

162頁・1 Aランク アンダーライン

- ア. 売買契約の締結後、Bが代金100万円を支払ったが、引渡期日前に、AがBに対して甲を引き渡すつもりは全くないと告げ、Bの働きかけにもかかわらず翻意しないときは、Bは、引渡期日の到来を待つことなく、Aに対し、債務の履行に代わる損害の賠償を請求することができる。
履行遅滞はないものの、社会倫理上の履行不能という趣旨で引渡期日前に引渡債務の債務不履行が認められるから、415①本文を満たす。そして、履行不能だから415②も満たす(1号)。
↳ 2号でもOK

298頁・5(2) Bランク アンダーライン

- × イ. 売買契約の締結の前日に甲が焼失していたときは、当該売買契約は効力を生じない。
新法下では、原物的不能の場合でも契約が有効に成立する (415条の2②参照)

- ウ. 売買契約の締結後、Bが代金100万円を支払ったが、Aが甲をBに引き渡す前に、甲がBの責めに帰すべき事由により焼失した場合において、Aが甲の焼失による損害をてん補するために支払われる損害保険金70万円を得たときは、Bは、Aに対し、70万円の支払を請求することができる。

303頁・2 Aランク アンダーライン

民法411条、民法36頁
この条文は、経済規制の存否が自己
株主取得の効力に与えること、
譲渡と見做すこと ←

損害賠償は損害賠償請求に対する抗弁にすぎないから、これを
抗弁として支払請求権が成立することには足りず(不当利得
の余地があるかもしくはないか)。そして、損害賠償による代位
(422条)を権利として請求できる。

- × エ. 売買契約の締結後、Aが甲をBに引き渡す前に、甲が第三者の失火により焼失したときは、Bの代金支払債務は当然に消滅する。

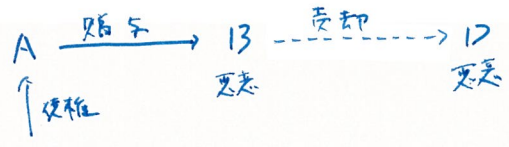
当事者双方無責の場合における引渡債務の履行不能とそれに基づく引渡責任の問題になる。そして、
新法下では、引渡債務の「存続」の問題から「履行拒絶」の問題に変更された。

218頁・③ Aランク アンダーライン

- × オ. Aが引渡期日に甲の引渡しの提供をしたところ、Bが正当な理由なく受領を拒絶したため、Aの下で甲を保管中に、Aの重過失により甲が滅失したときは、Bは、代金の支払を拒むことができない。
・ Bの受領遅滞によるAの保管義務の水準が重過失である(413①)
・ とも、Aには重過失があったため、保管義務の履行不能について当事者双方無責であるという要件を満たさないから、413条の2②適用によるBの拒否事由が認められ
・ 536②ではなく536①が適用されるから、Bは代金を払い拒絶できる

- ①. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

アオでは総額を算出操作を要するが、月天ア〜エの正誤だけで「1」を導くことができる。



[第16問] (配点: 2) 論文・講義への問題

Aは、その債権者を害することを知りながら、所有する骨董品甲をBに贈与し、その際、Bも甲の贈与がAの債権者を害することを知っていた。この事例におけるAの債権者Cによる詐害行為取消権行使に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.16])

債権・変更

202頁(5) A7-7 アダ-7

ア. Cが詐害行為取消訴訟を提起する場合、Aを被告としなければならない。

新法下でも、被告は受益者・転得者...だけ(424条の7)
も、とも、記答系採の効力は債権者にも及ぶ(425条)

191頁(8) A7-7 2-7

イ. Bが、甲の贈与がAの債権者を害することを知っていたDに甲を売却し、引き渡した場合、Cは、Dに対し、BD間の甲の売買の取消しを請求することができる。

○
X

↓
受益者・転得者双方、変更を満了(424条の5第1号)
取消せるのはAB間の贈与に限られる(CはBの債権者ではない)
↳ BD間売買という点に気がつかない

198頁(2) A7-7 2-7

ウ. Bが、甲の贈与がAの債権者を害することを知っていたDに甲を売却し、引き渡した場合、Cは、Bに対し、AB間の甲の贈与の取消しを請求することができる。

甲が手元にはないBに対しては価額返還請求をすることはある(424条の6①後段)

202頁-6(1) A7-7 2-7

エ. Cによる詐害行為取消請求を認容する確定判決の効力は、Aの全ての債権者に対してもその効力を有する。

△
○

「債権者」が含まれていない点で読み取れないかと思う一方で、「も」という点も重視すれば正解だとも思った。

204頁(4) A7-7 2-7

オ. Bが、甲の贈与がAの債権者を害することを知っていたDに甲を売却し、引き渡した場合において、CのDに対する詐害行為取消請求を認容する判決が確定したときは、Dは、Bに対し、代金の返還を請求することができる。

取消判決の効力は「受益者」Bには及ぶから(425条)、BD売買が取り消されたこと前提とするD・Bに対する原状回復請求(121条の2)は認められない。も、とも、二本ではDの保護に欠けるから、D・Aに対する代金返還請求を認めたから(117)が認められる(425条の4)

1. ア エ 2. ア オ ③. イ ウ 4. イ オ ⑤. ウ エ

A 1/3

B "

C "

[第17問] (配点: 2) **短答式民法重要問題**

ABCは、Dに対して、60万円の借入金債務（以下「甲債務」という。）を連帯して負担し、負担部分は均等とする合意をしていた。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。（解答欄は、[No.17]）

80頁-3 Aランク

276頁-1 Bランク 2-7

× ア. DがAに対して甲債務の支払請求訴訟を提起し、請求を認容する判決が確定した場合において、D及びBが別段の意思を表示していないときは、甲債務の消滅時効は、Bについても判決確定の時から新たにその進行を始める。

。旧法新・更新・相対効(153条)

。相対効効力、原則(441条)に於ける例外として、法定されない

277頁-1 Bランク 2-7

× イ. DがCに対して甲債務を免除する意思表示をした場合において、D及びAが別段の意思を表示していないときは、DがAの債務を免除する意思を有していなかったとしても、Dは、Aに対して60万円の支払を請求することはできない。

新法下では、債権免除はついで相対的効力事由から相対的効力事由に変更

された(旧439条前段)

277頁 Bランク アンダーライン

○ ウ. 甲債務と相殺適状にある30万円の乙債務をDがCに対して負担している場合において、Cが乙債務につき相殺を援用しない間に、DがAに60万円の支払を請求したときは、Aは、20万円についてその支払を拒むことができる。

新439条2項が履行拒絶権を認用

278頁(5) Bランク 2-7

× エ. Bは、甲債務の履行期にDに対して18万円を支払った場合、A及びCに求償することはできない。

負担「額」を越える弁済は求償権の成立要件ではない(新442条1項)

278~279頁 Bランク アンダーライン

○ オ. 甲債務と相殺適状にある20万円の乙債務をDがCに対して負担している場合において、Aが、Cが甲債務の連帯債務者であることを知りながら、Cに通知せずにDに60万円を支払ってCに求償し、Cが乙債務との相殺をもってAに対抗したときは、Aは、Dに対し、相殺によって消滅すべきであった乙債務20万円の支払を請求することができる。

443条1次前段・後段

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ ④. ウ オ 5. エ オ

アとアエの正答だけが「4」を導くことができる
ことあり、リアル解答ではアオについて検討して
いない

[第18問] (配点: 2) **短答式民法重要問題**

AはB銀行に預金口座を開設し、金銭を預け入れた。この事例に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.18])

423頁[論点6] Bラ27

- X ア. Cが、B銀行のDの預金口座に振込みをするつもりで、誤ってAの預金口座への100万円の振込みをCの取引銀行に依頼し、その振込みが実行された場合、Cは、B銀行に対し、100万円の支払を請求することができる。

振込依頼人Cと受取人Aとの間における振込原因となる法律関係の存否にかかわらず、受取人AとB銀行との間において預金契約が成立し、受取人AがB銀行に対する100万円への預金債権を取得する

- △ イ. Aが死亡してEとFがAを相続した場合、Eは単独で、B銀行に対し、A名義の預金口座の取引経過の開示を求めることができる。

242頁(3) Aラ27 マー7

- ウ. AがB銀行に対して有する預金債権について、譲渡はできない旨の特約がされていた場合、AがGとの間で、その預金債権をGに譲渡する契約をしても、Gが特約について悪意又は重過失であったときは、その譲渡は効力を生じない。

新法は、債権譲渡制限特約の効力について善意として相対的効力説に立ちつつ(新466条2項)、預貯金債権については絶対的効力説を採用している(新466条5)

408頁.13 Cラ27

- △ エ. Aの預金口座に係る預金が定期預金の場合、B銀行は、やむを得ない事由がなければ、Aの同意なしに満期前に預金を払い戻すことはできない。

← X 新666条3項は、預貯金に係る消費貸付契約について、「借主は、返還の時期の定めの有無にかかわらず、いつでも返還をすることができる」と定める消費貸借に関する新591条2項を採用している。

206頁(2) Bラ27 マー7

- オ. HがAに対する代金債務の全額をAH間の合意によりB銀行のAの預金口座への振込みによって支払った場合、その債務は、Hの振込みによってAがB銀行に対して同額の預金の払戻しを請求する権利を取得した時に、弁済により消滅する。

1. ア ウ ②. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

Aアアウオの正誤だけ「2」に移れる

[第19問] (配点: 2) **短答知識問題** **全然からたかった**

弁済による代位に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.19])

227頁(1) C727

△(0点) ア. 物上保証人は、被担保債権を弁済した場合、代位により取得した被担保債権につき、対抗要件を備えなくても、これを行行使することができる。

新501条1項・3項参照

228頁(3) C727 アルター-ライ

X イ. 保証人は、被担保債権の一部を弁済したが残債務がある場合、その弁済をした価額の限度において、代位により取得した被担保債権及びその担保権を単独で行使することができる。

新法では、一部弁済の場合における代位弁済者による原債権・担保権の単独行使が否定されている(新502条1項)

△(0点) ウ. 保証人Aと物上保証人Bとの間で、Aが自己の弁済した全額につき債権者に代位することができる旨の特約をした場合において、弁済をしたAが債権者に代位してB所有の不動産上の第一順位の抵当権を行行使するときは、Aはその特約の効力を当該不動産の後順位抵当権者に主張することはできない。

229頁(5) C727

△(X点) エ. 債権者が故意に担保を減少させたとしても、そのことについて取引上の社会通念に照らして合理的な理由がある場合、保証人は、その担保の減少に基づく免責を主張することはできない。

この場合、債権者は、単独で担保の減少に基づく免責を主張することはできないが(新504条1項)、担保減少については合理的理由があるときには免責を主張することもできる(同条2項)。

△(0点) オ. 債権者が過失により担保を減少させた後に物上保証人から抵当目的不動産を譲り受けた者は、物上保証人と債権者との間に債権者の担保保存義務を免除する旨の特約がされていたために担保の減少に基づく免責が生じていなかった場合、債権者に対して担保の減少に基づく自己の免責を主張することはできない。

1. ア ウ 2. ア オ **3. イ ウ** 4. イ エ 5. エ オ

[第20問] (配点: 2) *短答式知識重視問題*

安全配慮義務に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.20])

163頁 [論点2] Bラン

- ア. 安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償を請求する訴訟においては、原告は、安全配慮義務の内容を特定し、義務違反に該当する事実を主張立証する責任を負う。

- イ. 雇用契約上の安全配慮義務違反により死亡した者の遺族が債務不履行に基づく損害賠償を請求する場合には、遺族固有の慰謝料を請求することはできない。

不法行為責任規程は適用されないから、近親者固有の慰謝料請求本を定めて711年を適用する(アラクレス12頁)。

400頁 [論点8] Cラン

- ウ. 元請企業は、下請企業に雇用されている労働者に対しても、特別な社会的接触の関係に入ったものとして、信義則上、安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償債務を負うことがある。

166頁 (ii) Aラン アンダーライン

- △ エ. 安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償債務は、損害発生時から履行遅滞に陥る。

X ← 消去法

期間の定めがない債務として請求時から遅滞に陥り、請求日の翌日から遅延損害金が発生する。(412条3項)

163頁 [論点2] Bラン

- X オ. 国の公務員である運転者Aが公務遂行中に道路交通法上の通常の注意義務に違反して自動車事故を起こし、同乗していた国の公務員Bが負傷した場合、国は、Bに対し、安全配慮義務違反を理由とする債務不履行に基づく損害賠償債務を負う。

安全配慮義務の内容は安全管理体制の確立に尽きるから、道路交通法上の通常の注意義務は安全配慮義務の内容に含まれない

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ ⑤. エ オ

[第21問] (配点: 2) *短答式・知識重視・問題*

法定利率及び約定利率に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.21])

154頁・5

- ア. 利息を生ずべき債権について約定利率の定めがないときは、その利率は、最初に利息が生じた時点における法定利率による。

404条1項

154頁・5

- X イ. 法定利率の割合は、3年を一期とするその期ごとに見直され、必ず変更される。

新404条3項〜5項

- *見直した結果、変更されないということも有り得る*
- *「必ず」という極端な表現から、Xが正しいことがわかる*

173頁(2)ア

- △ X ウ. 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合、その費用を負担すべき時までの利息相当額を法定利率により控除することはできない。

新419条の2②

できる

172頁・4(1)

- エ. 債務者が貸金返還債務の履行を遅滞した場合、債権者は、法定利率又は約定利率により算定された額を超える損害が生じたことを証明しても、当該損害の賠償を請求することができない。

新419条2項

172頁・4(1)

- X オ. 金銭消費貸借契約の利息について法定利率を超える約定利率の定めがある場合、返済を遅滞した借主は、元本及び返済期日までの約定利率の割合による利息に加えて、当該金銭消費貸借契約を締結した時点における法定利率の割合による遅延損害金を返済期日の翌日から支払済みまで支払わなければならない。

「約定利率の割合による」(新419条1項但書)

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

[第22問] (配点: 2) 短答知識問題 (但し、価値判断がすべての肢への正誤を判断できる)

契約の成立に関する次のアからオまでの各記述のうち、契約が成立していないものの組合せとして正しいものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No. 22])

295頁・イ(ア) Bラン7

- ア. AがBに対し、承諾の期間を申込みから1週間と定めて撤回の権利の留保なく契約の申込みをし、その2日後に申込みを撤回したが、Bは申込みから5日後に承諾した。

成立を否定すると承諾期間内に承諾をしたB、契約成立に対する正当な信頼を害することになる。 新523条1項本文

296頁(イ) Bラン7 アンダーライン

- × イ. Aが対話中にその終了後も契約の申込みが効力を失わない旨を表示せずに対話者であるBに対して契約の申込みをしたところ、Bは対話終了後の翌日に承諾した。

この場合、対話終了後に承諾をした契約が成立するといふBの信頼を保護する必要はない。 新525条3項本文

296頁・ウ Bラン7

- ウ. Bは、Aによる契約の申込みに対し、承諾の通知を發した後に死亡したが、Aは、その承諾の通知の到達前にB死亡の事実を知っていた。

承諾通知の到達前からB死亡の事実を知っていたA、契約成立に対する信頼を保護しなくて契約成立を認める必要はない。正当な信頼がないから。

新526条

296頁・エ Bラン7

- エ. AがBに対して契約の申込みの通知を發した後に死亡したが、Aは自らが死亡したとすればその申込みは効力を有しない旨の意思を表示しておらず、BはA死亡の事実を知らずに承諾した。

契約成立に対するBの正当な信頼が形成されているから、これを保護する必要がある

新526条

295頁・イ(ア) Bラン7

- × オ. AがBに対して承諾の期間を申込みから1週間と定めて契約の申込みをしたところ、Bは申込みから10日後に承諾した。

契約成立を認めると承諾期間の意味がなくなり、申込者Aが不安定な立場に置かれることになる。 523条2項

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ ④. イ オ 5. ウ エ

[第23問] (配点: 2) 短答式・縮小観の問題

AB間においてAの所有する中古の時計甲の売買契約が締結された場合について述べた次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.23])

△(○×) ア. 売買契約において、Aが甲を引き渡した日から1か月後にBが代金を支払うことが定められていた場合であっても、A及びBの債務の履行後に第三者Cの詐欺を理由として契約が取り消されたときの双方の原状回復義務は、同時履行の関係に立つ。

双務契約上の債務どうしが本和には同時履行の関係に立つことができれば、持ち越し引渡債務が先履行債務とされている場合であっても、契約が取り消されたことにより発生する原状回復債務については同時履行の関係に立つと思ふ。解除に伴う原状回復債務の同時履行関係(596条)との均等関係2者。

× 210頁(3) Cランク
イ. 売買契約の締結時に甲がDの住所に存在していたときであっても、引渡しをすべき場所について別段の意思表示がない限り、甲の引渡場所はBの現在の住所である。

特定物引渡債務の履行場所は、引渡債務発生時に特定物が存在した場所(484条1項)

269頁・4 Bランク

× ウ. Bが、Eとの間で、売買契約における買主たる地位をEに譲渡する旨の合意をした場合、Aの承諾の有無にかかわらず、買主たる地位はEに移転する。

貸借人の地位の移転(等)の例外を除き、契約上の地位の移転は三者間で行う必要があるから、第三者(引受人)Aの承諾も必要(新539条2)

305頁・3(1) Cランク アンダーライン

△(××) エ. 売買契約において契約の締結時には出生していなかったFに甲の所有権を取得させることが定められた場合、売買契約は無効である。

出生前のFを買主とする売買契約ではないから、胎児の権利能力に關する

付与条件説(判例)にも当然に無効になるわけではない。出生前のFを受益者

とする(付与条件付法律行為(127条)として第三者へ対する契約として有効 → 新537条2項に根拠あり
ではないかと思ふ。

306頁(2) Cランク アンダーライン
○(××) オ. 売買契約において第三者Gに甲の所有権を取得させることが定められ、Gの受益の意思表示がされた後、Aが甲の引渡しを遅滞した場合、Bは、Gの承諾を得なければ、売買契約を解除することができない。 新538条2項

1. ア イ 2. ア オ 3. イ エ 4. ウ エ 5. ウ オ

買入の正誤だけが「2」に移れる

〔第24問〕(配点: 2) 新法知識重視の問題

他人の権利の売買に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.24])

331頁(2) Aランク 2-7

- ア. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、買主は、契約時にその権利が売主に属しないことを知っていたとしても、それにより損害賠償の請求を妨げられない。

旧法下では、売主の買主による損害賠償請求が否定されていたが(旧561条(現後移))、
新法下では、同条が削除され、損害賠償請求・解除ともに使務不履行の一般規定により処理されることになった。

170頁-3 Aランク

- × イ. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、そのことについて売主の責めに帰すべき事由が存在しないときであっても、買主は売主に対して損害賠償請求をすることができる。新415条に但書により損害賠償責任については免責される。

cf. 解除権は否定されない(法改正により使務者・買主事由不要になった)

339頁(2) Aランク 2-7

335頁-イ Aランク 2-7

物に関する契約不適合についての条文(563~564条)が準用される(565条)

- ウ. 売買の目的である権利の一部が他人に属することにより、その権利の一部が買主に移転されず、履行の追完が不能である場合、そのことについて買主の責めに帰すべき事由が存在しないときは、買主は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

代金返却請求については、契約の一部解除という性質にからがり、契約解除(541条以下)に準ずる要件が定められていることを知っていたれば、代金返却請求について定められている563条自体に用いる正誤な知識がなくとも、正誤を判断できる

331頁(2) Aランク 2-7

- × エ. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、買主は、契約時にその権利が売主に属しないことを知っていたときは、契約を解除することができない。

使務不履行解除の一般規定へ適用により処理される(なお、旧法下でも、解除権は否定されていた)。)

341頁-イ Aランク アンダーライン

- × オ. 売主が他人の権利を取得して買主に移転することができない場合、買主は、善意の売主に対しては、当該権利が他人の権利であることを知った時から1年以内にその旨を通知しなければ、損害賠償の請求をすることができない。

権利の契約不適合については、買主の権利の期間制限を定める新566条は適用されず、使務の消滅時効に関する一般規定(新166条(現))が適用されるだけである。

- ① ア ウ 2. ~~ア~~ エ 3. イ ウ 4. ~~イ~~ オ 5. ~~エ~~ オ

既に入の正誤だけで「1」に移れる

[第25問] (配点: 2) 講義・講義重視の問題

賃貸借に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.25])

373頁・イ(1) Aライン

- ア. 賃貸不動産が譲渡され、その不動産の賃貸人たる地位がその譲受人に移転したときは、譲渡人が負っていた賃借人に対する費用の償還に係る債務は、譲受人が承継する。

新605a2④

360頁・イ Aライン アンダーライン

- X イ. 賃貸人は、賃借人の責めに帰すべき事由によって賃貸物の使用及び収益のために修繕が必要となったときであっても、その修繕をする義務を負う。

361頁・(2)ア(1) Aライン アンダーライン

- ウ. 賃貸物の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて、減額される。

新611①

当然減額

378頁(3) Aライン

- X エ. 賃借人が適法に賃借物を転貸し、その後、賃貸人が賃借人との間の賃貸借を合意により解除した場合、賃貸人は、その解除の当時、賃借人の債務不履行による解除権を有していたときであっても、その合意解除をもって転借人に対抗することはできない。

新613③ 但書

- オ. 賃貸借が終了した場合、賃借人は、通常の使用及び収益によって生じた賃貸物の損耗については、原状に復する義務を負わない。

新621条本文が二書

1. ア ウ 2. ア エ ③ イ エ 4. イ オ 5. ウ オ

肢ア～エの正誤だけで判断した

[第26問] (配点: 2) **短答知識重視の問題**

委任に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.26])

403頁・10 Cランク

X ア. 委任を解除した者は、その解除の時期にかかわらず、相手方に対する損害賠償責任を負わない。

相手方の不利益な時期に解除した場合には、やむを得ない事由がない限り、損害賠償責任が発生する(新651②1号)

404頁・15 Cランク

X イ. 法律行為でない事務の委託については、法律行為の委任に関する民法の規定は準用されない。

準用される(656条)

402頁・8 Cランク

X ウ. 受任者は、委任事務を処理するのに必要な費用につき、その費用を支払った後でなければ、これを委任者に請求することはできない。

委任事務への費用前払請求権(649条)

**→ 物上保証人の前払債権の可否という論点の論議正にモ
出せる(289頁「論点4」Cランク)**

O エ. 委任者が死亡しても委任が終了しないこととする当事者間の特約がある場合、委任は、委任者が死亡しても当然には終了しない。

**委任者又は受任者の死亡は委任の終了事由として法定されている(653条1号)ものの、
17条は執行法規ではないから、委任者が死亡しても委任は終了しないとする特約も
有効である(判例)**

404頁・14 Cランク

O オ. 委任者が破産手続開始の決定を受けたことによって委任が終了した場合には、委任者は、破産手続開始の決定を受けたことを受任者に通知したとき、又は受任者が破産手続開始決定の事実を知っていたときでなければ、受任者に対し、委任の終了を主張することができない。

655条

- ~~1.~~ ア イ ~~2.~~ ア オ ~~3.~~ イ ウ ~~4.~~ ウ エ **5.** エ オ

**用ア・イ・ウの正誤だけで
判断した**

[第27問] (配点: 2) 短答知識問題

組合に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.27])

410頁・5(1)イ C527

X ア. 組合員は、組合財産に属する金銭債権につき、その持分に応じて単独で権利を行使することができる。
組合財産の所有権帰属という知識から本文を知らなくても判断できる

676条①

410頁・4(2) C527

○ イ. 組合の業務の決定は、業務執行者があるときであっても、組合員の過半数をもってする。

新670条の2②後段

→ 不要(新670条の2①前段)
この条文は、業務執行者が数人いる場合には業務執行者の過半数の同意が必要とする条文。

412頁・7(1) C527

○ ウ. 組合の存続期間を定めた場合であっても、各組合員は、やむを得ない事由があるときは、脱退することができる。

やむを得ない事由がある場合にまで存続期間中の脱退を禁止することは脱退の自由に対する不当な制限に当たるから、法律で認められているはずという価値判断で○とした

679条②

412頁・6 C527

△ エ. 組合の成立後に新たに加えた組合員は、その加入前に生じた組合の債務について弁済する責任を負わない。

新677条の2②

411頁・5(1)ア C527

△ X オ. 組合員は、組合員の過半数の同意がある場合には、清算前に組合財産の分割を求めることができる。

持分が存在するものにすぎないという所有の性質からすれば、清算前の分割は許さるべきではないがと見えた。
新676条③

112頁・3(1)イ B527 アンダーライン

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ 4. ウ エ 5. エ オ

[第28問] (配点: 2) 短答知識問題

不当利得に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.28])

- ア. 所有者から寄託された動産を受寄者が売却し、買主に即時取得が成立した場合、買主は、寄託者に対し、不当利得返還義務を負わない。

正しいのは横領をした受寄者だから、受寄者の所有者(寄託者)に対する寄託契約上の債務不履行に基づく損害賠償責任により、その所有者に対する経済的補償をすべきであり、買主には負担を負わせるべきではないとの価値判断に従い○とした。
425頁[判例9] 137

- ✕ イ. 第三者からだまし取った金銭を用いて債務が弁済された場合において、第三者からだまし取った金銭を用いて債務者が弁済をしたことを知らなかったことについて債権者に過失があるときは、債権者は、当該第三者に対して不当利得返還義務を負う。

債権者が不当利得返還義務を負うのは悪意又は重大過失の場合に限られる(判例)

- △(✕) ウ. 過失により弁済期が到来したものと誤信をして、弁済期が到来する前に債務の弁済としての給付を行った者は、弁済期が到来するまでは、その給付したものの返還を求めることができる。

これを肯定すると、①弁済→返還→弁済という迂遠な事態になるし、②過失により期限前弁済をした債権者を保護する一方で、債権者を債権者兼買手の地位に押し上げるという不公平な事態となる、という価値判断から、✕ではふいふと選んだ。

706条

- △(✕) エ. 債務者が債権の受領権限がない者に対し弁済をした場合において、真の債権者がその受領者に対して不当利得返還請求をしたときは、その受領者は、弁済をした債務者に過失があったことを主張して、請求を拒絶することができる。

自らに弁済受領権限があるとして弁済を受けた者が「過失がある」から弁済は有効ではなく、したがって債権は依然として存在しているため、債権者には損失がないと主張することは信義則に反し許さないと(アラクテラス27頁、判例)

- △(○) オ. 自らを債務者であると誤信して他人の債務を弁済した者は、債権者が善意でその債権を消滅時効により消滅させてしまった場合、債権者に対し弁済金の返還請求をすることができない。

707条1項

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

[第29問] (配点: 2) 論点知識重視の問題

不法行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.29])

235頁・7 B527 2-7

- ア. 金銭債権を有する者が、その債務者を負傷させたことにより不法行為に基づく損害賠償債務を負った場合、当該金銭債権を自働債権、損害賠償債権を受働債権とする相殺をもって債務者に対抗することはできない。

新509条2号により禁止される

憲法274頁・イ B527 2-7

- X イ. 報道により他人の名誉を毀損した報道機関は、その報道が公共の利害に関する事実に係り、専ら公益を図ることに出たものであって、摘示した事実が真実であると信ずるにつき相当な理由があったとしても、その事実が真実であると証明できなかつたときは、不法行為責任を負う。

故意又は過失なしとして不法行為責任が否定される(判例)

431頁 [論点1] C527

- ウ. 子が他人の不法行為によって重傷を負った場合、その両親は、そのために子が生命を害されたときにも比肩すべき精神上の苦痛を受けたときは、自己の権利として加害者に慰謝料を請求することができる。

434頁 [論点1] B527

- エ. 未成年者が責任能力を有し被害者に対する不法行為責任を負う場合であっても、その監督義務者に未成年者に対する監督義務違反があり、その義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係が認められるときには、監督義務者は被害者に対する不法行為責任を負う。

436頁・2(1) A527 2-7

- X オ. 使用者が被用者の加害行為につき使用者責任に基づいて第三者に損害賠償責任を負う場合、当該被用者は、加害行為につき故意又は重過失がない限り、当該第三者に対する損害賠償責任を負わない。

使用者責任は加用者の不法行為責任を前提として付随責任であるから、

被用者の不法行為責任は通常、不法行為規範に従って知覚されることとなる

1. ア イ 2. ア ウ 3. **イ オ** 4. ウ エ 5. エ オ

[第30問] (配点: 2) 短答知識問題 全問分かったから正

普通養子縁組に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.30])

ア. 17歳の者が縁組をして養子となるには、その法定代理人の同意を得なければならない。

イ. 後見人が被後見人を養子とするには、家庭裁判所の許可を得なければならない。

ウ. 配偶者のある者が配偶者の嫡出子を養子とする場合には、配偶者の同意を得ることを要しない。

エ. 自己の孫を養子とする場合には、その孫が未成年者であっても、家庭裁判所の許可を得ることを要しない。

オ. 縁組の当事者の一方が死亡した場合には、他方の当事者は、家庭裁判所の許可を得なければ離縁をすることができない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

[第31問] (配点: 2) 論文知識集巻2の問題

親権を行う者とその子との間及び子相互間の利益相反行為に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.31])

460頁 [解説1] Bランク

- ア. 親権者が利益相反行為をした場合には、その行為は無権代理行為となる。

460頁 [解説1] (判例2) Bランク

- イ. 親権者が共同相続人である数人の子を代理して遺産分割の協議をすることは、利益相反行為に当たる。

460頁 [解説1] (判例1) Bランク

- ウ. 親権者とその数人の子が共同相続人である場合に、親権者が自ら相続の放棄をすると同時にその子全員を代理して相続の放棄をすることは、利益相反行為に当たらない。

460頁 [解説1] Bランク

- X エ. 親権者がその子の名義で金銭を借り受け、その子が所有する不動産に抵当権を設定する場合であっても、親権者がその金銭を自らの用途に供する意図を有していたときには、利益相反行為に当たる。

行為の外形は「子(債務を担保するため、子所有不動産に抵当に入付)」といふものだから、親権者と子との間における利益衝突はない。外形論からは、親権者の意図は利益相反行為認定上の知悉では考慮されない。用途、代理権濫用の内項として処理される。

- X オ. 父母が共に親権者である場合に、父とその子との利益が相反する行為をするには、母が親権者として単独でその子のための代理行為をする必要がある。

特別代理人へ違人が必要(826条①)

→ 必要説に立つ判例あり(最判S34, 2, 25)

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ ⑤. エ オ

〔第32問〕(配点: 2) 短答式民法問題 全然わからなかった

後見に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.32])

ア. 未成年後見人が数人ある場合、身上の監護に関する権限については、家庭裁判所は、職権で、各未成年後見人が単独で又は数人の未成年後見人が職務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる。

イ. 成年後見人が成年被後見人を代理してその居住している建物を売却する場合には、家庭裁判所の許可を得なければならない。

ウ. 未成年被後見人Aが成年に達した後後見の計算の終了前にAと未成年後見人との間で契約を締結した場合、Aは、その契約を取り消すことができる。

エ. 成年後見人が成年被後見人を代理して預金の払戻しを受けるには、後見監督人があるときは、その同意を得なければならない。

オ. 任意後見契約が登記されている場合に家庭裁判所が後見開始の審判をするには、本人の利益のため特に必要があると認めるときでなければならない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ オ 5. エ オ

[第33問] (配点: 2) 短答知識重視の問題

遺贈に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.33])

477頁・1 Bライン アンダーライン

× ア. 遺贈は、成年に達しなければ、することができない。

15条からわかる (961条)

471頁・7

△ <0> イ. 寄与分は、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。

←
○

904条の2 ③

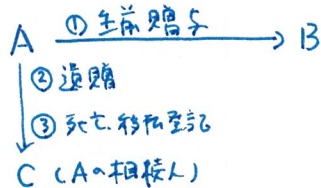
484頁・1 (2) ア Bライン

× ウ. 相続財産の一部の割合について包括遺贈を受けた者は、相続財産に属する債務を承継しない。

包括遺贈とは特定遺贈と異なり、債務承継を伴う (990条)

487頁 [解説] Bライン 参照

△ エ. Aが所有する甲不動産をBに生前贈与したが、所有権移転登記未了のうちにCに遺贈する旨の遺言をし、Aの死亡後にAからCへの遺贈を原因とする所有権移転登記がされた場合、CがAの相続人であっても、Bは、Cに対し、甲不動産の所有権の取得を対抗することができない。



CがAと同一視されることにより、CとBとは対抗関係に立たず、贈与当事者と同様の関係に立ち、Bが登記をせずにCに対して所有権取得を対抗できることはないと考えた。

486頁・5(3) Bライン

○ オ. 遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。

994条①

↓
判例は対抗関係

- ①. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

肢ア、ウ、オの正誤だけでわかる

[第34問] (配点: 2) **短答知識問題**

遺言の執行に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.34])

△(X) ア. 自筆証書遺言に係る遺言書を保管している相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、遺言書を保管している旨を他の相続人に通知しなければならない。

検証請求に関する条文はあるが(1009条①)、用字アのような条文はないと思った。

479頁-6(1) Bランク

○ イ. 遺言執行者がいないとき、又はなくなったときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求によって、これを選任することができる。

とらないと遺言執行が通らず困るから、○とした。 → 1010条

480頁-6(3) Bランク アンダーライン

○ ウ. 遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができ、遺言者の相続人がこれを行うことはできない。

H25民法論文設問2で出題された判例法理が反映された条文があることを知り、これは、○と判断できた。 → 新1012条2項

481頁(5) Bランク アンダーライン

△(O) エ. 遺産分割方法の指定として遺産に属する預金債権の全部を相続人の一人に承継させる旨の遺言があったときは、遺言執行者は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合を除き、その預金の払戻しを請求することができる。

481頁-6(7) Bランク アンダーライン

△ オ. 遺言執行者は、遺言者がその遺言に別段の意思を表示した場合を除き、やむを得ない事由がなければ、第三者にその任務を行わせることができない。 ↓

*やむを得ない事由の有無にかかわらず、自己の責任で復任可
(新1016条①)*

- ~~1. ア ウ~~ **2. ア オ** ~~3. イ ウ~~ ~~4. イ エ~~ 5. エ オ

肢イウ、正誤だけでは「2アオ」までしか移れない



用字アの用字が用字エよりもXである可能性が高いと考えた

いたため、「2」を選択した

[第35問] (配点: 2) **短答知識問題** **全然分かった**

相続と贈与に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.35])

470頁(2)イ

- × ア. 特別受益に当たる贈与の価額がその受贈者である相続人の具体的相続分の価額を超える場合、その相続人は、超過した価額に相当する財産を他の共同相続人に返還しなければならない。

遺留分侵害があれば、遺留分侵害救済 相続分を受け取ることができないだけであり、
本梅は認められる(1044条以下) 超過分の返還は不要(903条②)

470頁(2)イ アダラライ

- イ. Aが、婚姻後21年が経過した時点で、Aとその配偶者Bが居住するA所有のマンション甲をBに贈与し、その後に死亡した場合、当該贈与については、その財産の価額を相続財産に算入することを要しない旨の意思表示(持戻し免除の意思表示)がされたものと推定される。

新903条④

471頁(2)イ

- × ウ. 特別受益に当たる贈与は、地震により目的物が滅失した場合であっても、相続開始の時にあってなお原状のままであるものとみなしてその価額を定める。

「受贈者の行為」による滅失ではないため
904条の適用なし

- エ. 不動産の死因贈与の受贈者Aが贈与者Bの相続人である場合において、限定承認がされたときは、死因贈与に基づくBからAへの所有権移転登記が相続債権者Cによる差押登記よりも先にされたとしても、Aは、Cに対し、その不動産の所有権の取得を対抗することができない。

判例は相続債権者を侵害する立場(大判19.1.30)

502頁・7(7)ii) A377 マー

- オ. 特別受益に当たる贈与は、当事者双方が遺留分権利者に損害を加えることを知っていたものでない場合、相続開始前の10年間にしたものに限り、遺留分を算定するための財産の価額に算入される。

新1044条②、新1044条①

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ オ 4. ウ エ 5. エ オ

[第36問] (配点: 2) 民法知識重視の問題

承継人に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.36])

269頁・4(1) Bラン

- ア. 錯誤によって取り消すことができる行為は、錯誤による意思表示をした者の契約上の地位の承継人も、取り消すことができる。

80頁・3(1)

- ✕ イ. 時効の完成猶予の効力は、その事由が生じた当事者の承継人に対しては生じない。
主いさ(新153条①)

71頁 [論点6] Bラン

- ウ. 占有者の包括承継人は、取得時効に関して、自己の占有のみを主張することもできる。
包括承継人にも187条が適用される(判例)

- △ エ. 共有者の一人であるAが共有物について他の共有者であるBに対して有する債権は、Bの特定承継人に対しては、行使することができない。
✕ 行使できる(254条)

503頁・6(1)ア Aラン マー7

- オ. 遺留分権利者の承継人は、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる。
1046条①

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ

肢ア、イ、ウの正誤だけでは「3」又は「4」までしか絞れない
↓

肢オが0だから、消去法で「3」を選択した

[第37問] (配点: 2) *短答知識重視の問題(但し、論点知識に基づき思考だけで解ける)*

撤回に関する次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[No.37])

155頁・6(3)

ア. 選択債権について債務者が選択権行使の意思表示をした場合、その意思表示は、債権の弁済期前であっても、債権者の承諾を得なければ、撤回することができない。

弁済期前後を問うことなく、債権者の承諾が必要(407条②)

イ. 解除の意思表示は、撤回することができない。

解除の効果の大きさがあれば、解除の撤回は相手方の地位を著しく不安定にするものとして許されないはず → 540条2項

465頁・3 Aライン

ウ. 相続の放棄は、相続の承認又は放棄をすべき期間内は、撤回することができる。

遺棄期間内でも撤回できない(919条1項)

486頁・4 Bライン

エ. 遺贈の承認は、遺贈義務者が履行に着手するまでは、撤回することができる。

履行の着手の前後を問うことなく、撤回できない(989条1項)

478頁・4(3)ア Bライン

オ. 遺言者は、その遺言を撤回する権利を放棄することができない。

*遺言者の最終意思・尊重という要請からすれば、放棄できないといえる(11-11)なので
いるはずだと思つた → 1026条*

477頁27 ← Bライン

1. ア イ 2. ア オ 3. イ ウ ④. ウ エ 5. エ オ

155頁・6(3)の正誤だけで「4」に絞つた